

改正

平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成31年4月1日
令和5年4月1日
令和6年4月1日

玉川大学動物実験に関する規程

(目的)

第1条 地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類および動物の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行われなければならない。すなわち、科学的観点と動物愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することが重要である。本規程は、玉川大学(以下「本大学」という。)で行う動物を用いた実験が、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という。),「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という。),及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)」(以下「基本指針」という。)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という。)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等に従事する者の安全確保の観点から、施設等の整備及び管理方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めることを目的とする。

(指針等)

第2条 適正な動物実験を行うために必要な配慮とその具体的な基準を示すため、法、基本指針、飼養保管基準、ガイドラインに基づき、玉川大学動物実験に関する指針を別に定める。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本大学において実験動物を科学上の利用に供する場合に、これを適用するものとする。

2 動物を用いる組換えDNA実験については、玉川大学遺伝子組換え実験安全管理規程を適用する。

3 本規程は、初等中等教育機関(併設校)の動物実験についても、適用する。

4 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合には、委託先においても、法、基本指針、飼養保管基準、ガイドラインに基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認するものとする。

(動物実験3Rの原則)

第4条 動物実験責任者は実験計画書の作成にあたって、次にあげる事項について検討し、最善の対処をしなければならない。

(1) 代替法(Replacement) 科学上の目的を達するために、実験動物を供する以外の方法がないか。

(2) 実験動物の使用数削減(Reduction) 適切な動物種を選択し、科学上の目的を達するために必要な最小の動物使用数。

(3) 苦痛の軽減(Refinement) 科学上の目的を達することができる範囲で、もっとも実験動物に苦痛を与えない方法。

(定義)

第5条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

(1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 実験室 実験動物に実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。

(4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

(5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。

(6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

(8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。

(10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。

(11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(12) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(13) 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令をいう。

(14) 指針等 基本指針及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。

(学長の責務)

第6条 学長は、本大学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 施設等の設置、改造及び廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(動物実験委員会)

第7条 本委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること

2 本委員会は、審査又は調査にあたり、資料等の事前確認を行うことができる。

3 本委員会は、学長の命により、動物実験実施者、飼養者等の教育訓練を実施する。

4 本委員会は、学長が次に掲げる者で構成し、その構成員は学長が委嘱する委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者から複数名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者から複数名
- (3) その他学識経験を有する者から若干名
- (4) 保健センター健康院長
- (5) その他学長が必要と認める者

5 本委員会の委員の任期は2か年とし、再任を妨げない。

(1) 委員に欠員が生じた場合は、第7条第4項の委員構成を考慮の上、学長が補充する、ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

6 本委員会の運営は次の各号に定めるものとする。

- (1) 本委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 本委員会は委員の過半数の出席をもって成立することとし、議事は出席委員の3分の2以上の賛成により決する。
- (3) 申請された動物実験の全部又は一部に関与する委員は、審議に参加しないものとする。
- (4) 委員長が必要と認めたときは、申請者に対し、本委員会に出席を求め、申請内容等について説明・意見を求めることができる。
- (5) 審査に当たっては、専門の事項を調査・検討するために、当該実験に関与していない者に対し本委員会に出席を求め、又はその意見を求めることができる。
- (6) 委員長が第2号に定める本委員会の開催が困難であると認めた場合には、郵便又は電子的な通信手段により必要書類を全委員に配付し、文書として記録に残る方法による意見交換と審議をもって、本委員会の開催に代えることができる。
- (7) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第8条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点及び動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の様式により、動物実験の実施計画をあらかじめ学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用しなければならない。
- (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくしなければならない。
- (4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受けたときは、本委員会の審査を経て、その申請を承認、又は却下する。

3 学長は、所定の様式にて、その申請結果を当該動物実験責任者に通知する。

4 前項に定める動物実験計画の承認期限は、当該年度以内としなければならない。

5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を開始することができない。

6 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様の申請を行い、実験計画を変更することの承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、動物実験委員長への届け出を行うことで、変更することができる。その場合においても、動物実験委員長が必要と認めたときは、本委員会において審査するものとする。

(飼養保管施設の設置、変更)

第9条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の申請書により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を本委員会に調査させ、その助言により、申請を承認、又は却下する。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設で実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第10条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等としなければならない。

(2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有さなければならない。

(3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えなければならない。

(4) 床や内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有さなければならない。

(5) 実験動物が逃走しない構造及び強度を有するとともに、逃走時の対応策を定めなければならない。

(6) 実験動物の汚物等を適切に処理することができ、飼養保管施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止を図ることができ、飼養保管施設又は設備による騒音の防止を図ることにより、施設及び施設周辺の生活環境の保全ができなければならない。

(7) 実験動物管理者が置かれなければならない。

(実験室の設置、変更)

第11条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合、管理者が所定の申請書により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された実験室を本委員会に調査させ、その助言により、申請を承認、又は却下する。

3 学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室で実験動物への実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む)を行うことができない。

(実験室の要件)

第12条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逃走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逃走しても捕獲しやすい環境が維持されなければならない。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造でなければならない。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられなければならない。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に依りて適切に整備を行わなければならない。

3 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第14条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」により、学長へ届け出なければならない。

2 学長は、廃止届が提出された施設等を本委員会に調査させ、その報告により当該施設の廃止を承認する。

3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(危害等の防止)

第15条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い、発生時には適切な措置を講じなければならない。

4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。

5 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行わなければならない。

6 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(実験結果の報告)

第16条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了又は中止した後、所定の様式により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等の、動物実験計画の実施の結果について学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、前年度の「動物実験の自己点検票」を提出しなければならない。(動物実験責任者は、毎年度の初めに前年度の「動物実験の自己点検票」及び「動物実験の経過報告(実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無等)」を所定の様式により、提出しなければならない。)

3 学長は、動物実験計画の実施の結果について、本委員会に報告しなければならない。

4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ本委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

5 動物実験計画書、動物実験終了・中止報告書、動物実験結果報告書の書式については、玉川大学動物実験運用要領に定める。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

(教育訓練)

第18条 学長の命を受け、本委員会は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を実施しなければならない。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長の命を受け、本委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存する。

3 学長の命を受け、本委員会は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるよう、必要な措置を講じる。

(情報公開)

第19条 学長の命を受け、本委員会は、本大学における動物実験等に関する以下の情報を、インターネットの利用等、適切な方法により毎年1回程度公表する。

- (1) 基本指針で例示する、本規程、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等
- (2) 国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報
- (3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果

(罰則)

第20条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、学長は本委員会の助言を求めることができる。

(準用)

第21条 第5条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(準拠)

第22条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(実験動物の管理)

第23条 動物実験、実験動物の飼養、保管に関わる者は、当該施設の、当該動物種の管理マニュアルに従い、実験動物を扱わなければならない。

2 実験動物管理者は、当該施設、当該動物種の管理マニュアルに従い、必要であれば未検疫の実験動物に対して、検疫を実施し、隔離飼育等の後、飼育室に搬入しなければならない。

3 実験動物管理者は、導入された実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等についての記録を保存しなければならない。また、法令等で個体識別管理が求められている動物種については、適切な個体識別法を採用し、個体ごとの管理記録を保存しなければならない。

(運用要領)

第24条 本規程の運用に必要な事項は、玉川大学動物実験運用要領に定める。

(事務主管)

第25条 本規程に係る事務主管は、研究推進事業部研究推進課とする。

2 研究推進事業部研究推進課は、本委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行う。

(改廃)

第26条 本規程の改廃は、大学部長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

玉川大学動物実験に関する指針

玉川大学では、動物を用いた実験的研究を行っている。動物を用いた適切な実験を通して得られた科学的成果は、生命科学を進展させ、医療技術の発展に貢献することによって、人類の繁栄と福祉を達成し、また動物の健康を増進していく上で、はかり知れない恩恵をもたらすことになる。

一方、命ある動物を利用した動物実験を行うに当たっては、自然科学における研究の一般の原則に従い、再現性が得られるように実験の諸要件に留意するばかりでなく、動物の生命を尊重し、動物にできる限り苦痛を与えないような条件で飼養、保管、実験操作を行うように心がけなければならない。

このような実験動物への配慮は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年、文部科学省告示)」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成25年改正、環境省告示)」、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(2006年、日本学術会議作成)」等に明示されているところであって、動物実験を継続していく上で極めて重要なことと考えられ、科学的な研究、教育の必要性と矛盾しない。

玉川大学動物実験に関する指針は、この点に鑑み、適正な動物実験を行うために必要な配慮の基準とその具体的実施基準を示すものである。

1 施設

飼養、保管する動物種に適切な設備を準備し、衛生管理を十分に行う。

- (1) 飼養、保管、輸送に使用する設備は、実験動物の逸走を防ぐのに十分な強度、構造をもったものを使用する。
- (2) ケージ等の形状、構造は飼養、保管する動物の傷害の発生を防ぐようなものとし、各個体に与えるスペースは、動物のサイズ及び日常的な行動を考慮し十分な広さとする。
- (3) 飼養、保管する動物種の生理、生態に合わせて、飼育室の温度、湿度、換気、明るさを設定する。
- (4) 飼育室、実験室等の床、壁、天井は、清掃しやすい構造とし、衛生管理が容易な材質とする。飼育室、実験室等は、十分な清掃を定期的に行い、清潔に保つ。
- (5) 飼育室から出る排水や汚物の処理、飼育室の換気は、適切な装置や方法を採用し、飼養、保管している動物に負担を与えないようにするとともに、悪臭や害虫の発生など周辺環境に影響を与えないようにする。
- (6) 実験動物管理者は、逸走及び地震、火災等が発生した場合の連絡体制、関係機関への通報体制について把握し、緊急事態の発生時には速やかに対処できるように努める。また、逸走した動物の捕獲等に必要な機材を施設内に常備する。

2 動物実験の計画

動物を使用した実験は、科学的でかつ人類の福祉を増進させるために真に実施する価値に値するものでなければならない。

- (1) 動物実験を計画する者は、関係文献等を十分に参照し、実験の意義を明らかにするとともに、科学的に最も合理的な実験計画を立案する。
- (2) 実験計画の作成に当たって、まず動物を使用しない方法がないかを十分に検討し、動物を使用しなければならない場合には、適切な供試動物を選択し、科学的な成果の得られる必要最小の動物数とする。原則として、供試動物は、実験用に繁殖、育成されたものを使う。
- (3) 動物に与える苦痛を軽減するべく、最大限の努力を尽し、極度の不快や恐怖を引き起こすと考えられる実験操作や、動物の身体的負担の高い実験は行わない。

3 飼養、保管及び健康管理

管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル(標準操作手順書)等を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守する。

飼養及び保管は、動物の健康、動物愛護の観点に留意し、適切に行う。

- (1) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行う。
- (2) 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行う。
- (3) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行う。
- (4) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行う。
- (5) 回復の見込みのない疾病、激しい苦痛が伴うと思われる疾病や障害を負った動物は、麻酔薬の過剰投与による安楽死など適切な対応を速やかに施す。
- (6) 飼養者は、人獣共通感染症について十分な知識を習得し、人と動物間の感染防止に努める。

4 異種又は複数動物の飼養

実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行う。

5 実験動物の健康及び安全の保持

実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努める。

6 実験動物の導入

管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入する。

- (1) 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫(書面検疫を含む)、隔離飼育等を行う。
- (2) 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じる。

7 実験・手術

動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、特に次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにする。

- (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用する。
- (2) 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施する。
- (3) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守する。
 - (ア) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いる。
 - (イ) 実験の中断や終了の基準(人道的エンドポイントを含む)に従い、安楽死処置等の適切な処置を講じる。
 - (ウ) 実験に供する期間をできる限り短くする等、実験の終了時期に配慮する。
 - (エ) 保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行う。
 - (オ) 安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行う。
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本大学における関連する規程等に従って行う。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払う。
- (6) 麻薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については当該法令等に基づき適切に行う。
- (7) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払う。
- (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努める。
- (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行う。

8 記録管理の適正化及び報告

- (1) 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行う。
- (2) 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努める。
- (3) 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の遵守状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」により学長に報告する。

9 譲渡等の際の情報提供

管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供する。

10 輸送

管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努める。

11 実験動物の緊急時への対応について

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関してあらかじめ「緊急時の対応マニュアル」を作成し、関係者に対して周知を図る。

管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努める。

(1) 動物福祉上の配慮

(ア) 水の確保

水源確保(井戸水や貯水を含む)、給水ラインの破断防止の措置を講じておく。緊急時の給水用具(ポリタンク・おわん・ひしゃくなど)を確保しておく。

(イ) 飼料備蓄

最低1カ月分程度の飼料の備蓄をしておく。飼料は可能な限り長期間の室温保存に耐えるものが望ましい。

(ウ) 空調機能

空調機能を確保しておく。自家発電機は、動物実験施設をカバーできる程度の高出力が望ましい。不可能な場合、家庭用扇風機(温風機)やファンヒーターなどの備えが必須となるが、その際は重油・軽油・灯油なども確保しておく。

(エ) 汚物処理

汚物処理の対策を講じておく。緊急時、ケージや飼育架台などを水洗できない状況を考え、たとえば床敷飼養への切り替え、じゅうのう、塵取り、ドライワイパーなどの用意。その他、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋などを確保しておく。

(オ) 飼育架台等の固定

震度5以上の直下型地震の揺れにも耐えうるよう、大型飼育装置は床固定式とするのが望ましい。飼育ラックや試薬棚類は壁固定を心がける。その際、飼育ケージや試薬びん等の落下防止のための措置を講じておく。

(2) 地域環境保全への配慮

(ア) 動物の逃亡防止

緊急時に実験動物を逃亡させないため、まず、脱出防止装置の付いたケージ(2個の鍵付など)で飼育すること。(動物種によっては、「特定動物飼養・保管許可」を得たものであること。)

動物実験施設内の給排気口には金網による逃亡防止措置を講じておく。また、必要に応じて動物実験施設入口には、十分な高さの鼠返しを取り付ける。さらに、使用中の病原体、RI、導入遺伝子の種類の記帳、使用中動物の正確な個体識別などは日常から遺漏の無いようにする。

(イ) 地域住民への対応

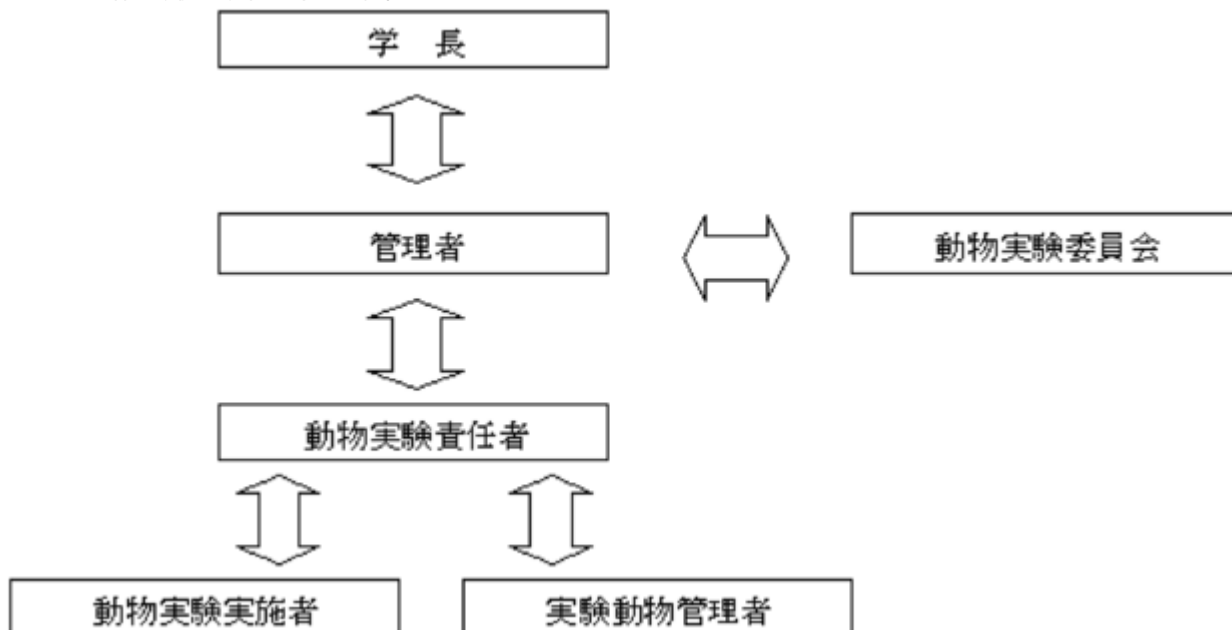
緊急時、地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の構造・研究内容等について説明又は資料の提供を心がける。

(3) 災害発生時における措置

動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び管理者は、相互に協力して下記の措置を講じるものとする。

- ・動物飼育室及び動物実験室の施錠を行うこととし、実験動物を動物実験施設外(学内外)に逸走させないようにする。
- ・実験動物の逃亡、死亡の確認を行う。
- ・給餌給水体制、動物飼育室及び動物実験室等の復旧を行う。
- ・水や飼料の確保が難しい場合は、人道的な方法を用いて、実験動物に安楽死処置を施す。

(4) 休日、夜間、緊急時の連絡体制



12 その他

- (1) 動物の入手、検疫、罹患等の健康管理、給餌等飼養に関わる記録は、適切な方法で保管する。
 - (2) 動物実験、実験動物の飼養に伴って発生した感染性廃棄物等は、従事者の安全が確保でき、周辺環境に影響を与えない方法で保管、処理する。
 - (3) 麻薬、向精神薬、毒物、劇物など、法令で管理を求められている薬品、試薬等は、法令等に従い入手、管理、廃棄する。
-